

## 2010年12月定例市議会に共産党市議団が提案した意見書案です。

### 尖閣諸島領有問題において日本政府が毅然とした外交姿勢を貫くことを求める意見書

去る9月7日、尖閣諸島沖のわが国領海内で、違法操業中の中国漁船が海上保安庁の巡視船に衝突する事件が発生しましたが、那覇地方検察庁は同月24日、公務執行妨害容疑で逮捕・送検された中国人船長を処分保留のまま釈放しました。

「尖閣諸島は日本固有の領土であり、尖閣諸島をめぐる解決すべき問題は存在しない」というのが政府の見解です。尖閣諸島は1895年(明治28年)1月に日本に編入され今日に至っており、歴史的にも国際法上も日本の領土であることは明らかであります。

中国が領有権について独自に主張を行うようになったのは、1970年代以降であり、それ以前はわが国に対して異議を唱えたことはありません。

しかし、今回、中国人船長の逮捕後の中国は、閣僚級以上の交流停止や国連総会での日中会談見送りなどの対抗措置を取りました。また、中国人観光客の訪日中止などにより日本の各産業にも影響が出ており、一刻も早い解決が求められています。

よって、国会および政府は、下記の事項の実現へ、毅然とした外交姿勢を確立されることを強く求めます。

#### 記

- 1、「尖閣諸島および周辺海域は、日本の領土・領海である」という見解とその根拠を明確に中国および国際社会に示すこと。また、今後、同様の事件が起こった際は、国内法に基づき厳正に対処されること。
  - 2、中国政府に対し、冷静に平和的外交交渉で解決を求めるとともに、再発防止策を講じること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 免税軽油制度の存続を求める意見書

これまで農家の経営に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正により、このままでは平成24年3月末で廃止される状況にあります。

この免税軽油制度により、道路を走らない機械に使う軽油の軽油引取税(1リットル当たり32円10銭)が免税され、農業用の機械や船舶、倉庫で使うフォークリフト及び重機など、道路を使用しない機械の燃料となる軽油の免税が認められてきました。

しかし、この制度がなくなると、今でさえ困難な農業経営への負担は避けられず、軽油を大量に使う野菜・園芸農家を初め、農業経営への影響は深刻になります。

よって、地域農業の振興と食料自給率を向上させる観点からも有効であることから、免税軽油制度の存続を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 介護保険制度の充実を求める意見書

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は去る11月25日、2012年度の介護保険制度改定に向けた意見書を取りまとめました。

意見書では、要支援1・2について、市町村の判断で生活支援を含め、これを介護保険対象から外し、市町村独自のサービスなどに置き換えるとしています。また、軽度者と一定の所得(年間200万円以下を想定)がある高齢者の利用料(現在の費用の1割)については「2割」への引き上げを「検討すべきである」との意見を示しています。

さらに介護保険サービス利用の前提となるケアプラン作成の有料化、施設入所者の居住費を軽減する給付(補足給付)の要件に資産や家族の負担能力を追加することや施設の相部屋の居住費負担増、介護療養病床を廃止する方針の継続などを盛り込んでいます。

一方、2011年度末までの時限措置として全額国費で実施されている処遇改善交付金は、「国の財政が厳しい」などの理由をあげ、事業所への介護報酬引き上げで代替する方向まで示しています。

厚生労働省は社会保障審議会介護保険部会の意見書をもとに法案を作成し来年の通常国会に提出する意向を示しています。このような方向での改正となればかつてない国民負担増とサービス切り捨てとなることは必至であります。

よって政府におかれては、「いつでも どこでも 誰でも社会全体で支える制度」として導入された介護保険制度の原点に立たれ、国庫負担の増額と介護サービスの充実をされることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 「障害者自立支援法」を廃止し、障害者の声を反映した「新法」を求める意見書

障害者自立支援法は2005年10月成立しました。成立当時から一割負担の「応益負担」は重度の人ほど負担が増える弊害があり、障害者から「支援法」の廃止を求め2008年10月、障害者自立支援法の違憲訴訟がされました。

2009年10月に民主党政権が誕生し、鳩山首相は所信表明で「自立支援法は廃止する」と表明し、2010年1月に国と廃止などを定めた基本合意が交わされました。基本合意では「人間としての尊厳を深く傷つけた自立支援法に反省する」という内容が盛り込まれ、「2013年までに新法を制定」することを柱に4月、和解が成立しました。

しかし、去る12月3日に成立した改正自立支援法は、1割負担の「応益負担」はそのままであり、障害児施設の「一元化」などが盛り込まれており、新しい法律の制定を目指して検討が行われている障がい者制度改革推進会議の議論を拘束しかねない状況であります。

よって、改正「自立支援法」の廃止と障害者の声を反映した「新法」を求め、以下の点を強く求めます。

#### 記

- 1、「障害者自立支援法」は廃止されること。
- 2、「応益負担」を廃止し、負担は能力に応じて変えられること。
- 3、「新法」制定にあたっては、障害者の声が反映したものにされること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。